**指導者のお願い及び約束(指導の心得)**

○指導について

宣誓書の記載されていることを必ず守ってご指導をお願いします。技術・生徒指導等について、中学校の部活動顧問と連携を図りながら指導してください。生徒たちは平日の学校生活があるため、健康状態・体調を考えながら指導してください。

〇謝金について

謝金は1回の活動につき、時給1,600円とし、基本、平日は2時間以内、休日は3時間以内打ち切りというかたちで支払わせていただきます。2時間（平日）、3時間（休日）以内の端数時間については、累積はせず、当日15分単位で切り上げ、または切り下げることとし、30分単位で支払うこととします。（1時間16分→1時間30分、2時間13分→2時間）＜Ｒ６より10日程度、大会は3.5h、5,600円とします＞

支払い方法は、銀行への振り込みです。謝金は3か月分をまとめて振り込ませていただきます。指定銀行は、伊達信用金庫です。もし、伊達信用金庫に口座がない場合は、開設をお願いします。

○問題等が起きた場合

基本的には緊急マニュアルに従ってお願いします。また、問題等がクラブ内で解決できない場合は、伊達スポーツクラブ“藍”へ相談をお願いします。

○指導の心得（安易なSNSの活用については十分注意を！）

一番は生徒たちが充実した活動を指導者・保護者・生徒で作り上げてほしいと思いますので、行き過ぎた指導(体罰・暴言など)は厳禁です。生徒たちの気持ちを第一に考えながら指導をお願いします。また、勝利第一主義ではなく、生徒一人一人、能力や体力、技能の違いがあることを理解しながら、生徒に所属感、達成感を高めるようお願いします。

○日本スポーツ協会倫理規定第4条

第4条役職員等及び登録者等は、暴力、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別及びドーピング等薬物乱用などの不適切な行為を絶対に行ってはならない。

2.役職員等及び登録者等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。3.役職員等及び登録者等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を

利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。

4.役職員等及び登録者等は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準及び補

助先、助成先等が指定する経理処理要項等に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。

5.役職員等及び登録者等は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。

6.役職員等及び登録者等は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持ってはならない。